

各所属所長 様

一般財団法人高知県教職員互助会
理 事 長 北 村 強
(公印省略)

一般財団法人高知県教職員互助会一般互助部給付規程の一部改正について (通知)

当互助会の運営につきまして、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

少子化に伴う児童生徒数の減少や団塊の世代の大量退職等の影響により、当互助会の会員数が減少するとともに、若年層の会員が増加することから、当互助会の会費収入は毎年減少していくこととなります。

このため、会費負担を増やすことなく、会員の皆様に安定した福利厚生サービスを提供していくためには、支出額を減らす必要があるということで、当互助会の理事会及び評議員会で検討した結果、下記のとおり医療費補助金及び家族医療費補助金の給付内容を見直すことになりました。

今回の改正により、医療機関をよく受診されている会員の皆様には、新たなご負担が生じることとなりますが、当互助会の健全な運営を維持していくためにやむなく行うものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正内容

一般財団法人高知県教職員互助会一般互助部給付規程	
改正前	改正後
<p>第6条 医療費補助金又は家族医療費補助金は、社会保険診療報酬点数表により算出した額（看護等にあつては厚生労働大臣等が定めたところにより算出した額）のうち会員又はその親族が支払った一部負担金（ただし、食事療養費の標準負担額を除く。）から次の各号に掲げる額を控除した額が医療機関ごと、月ごとの<u>1件につき2,200円</u>を超えるときは、その超える金額から<u>10,000円</u>までの範囲の金額に相当する額を支給する。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 一部負担金払戻金及び家族療養費附加金に相当する額</p> <p>(2) 高額療養費の法定給付があるときは、当該高額療養費に相当する額</p> <p>(3) 他の法令の規定又は地方公共団体の条例等により公費負担等がある場合は当該公費負担等に相当する額</p>	<p>第6条 医療費補助金又は家族医療費補助金は、社会保険診療報酬点数表により算出した額（看護等にあつては厚生労働大臣等が定めたところにより算出した額）のうち会員又はその親族が支払った一部負担金（ただし、食事療養費の標準負担額を除く。）から次の各号に掲げる額を控除した額が医療機関ごと、月ごとの<u>1件につき2,500円</u>を超えるときは、その超える金額から<u>7,500円</u>までの範囲の金額に相当する額を支給する。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 一部負担金払戻金及び家族療養費附加金に相当する額</p> <p>(2) 高額療養費の法定給付があるときは、当該高額療養費に相当する額</p> <p>(3) 他の法令の規定又は地方公共団体の条例等により公費負担等がある場合は当該公費負担等に相当する額</p>

2. 施行期日

平成28年4月1日

3. 改正に伴う給付額の変更

例－1 医療機関で1ヶ月に12,120円（健康保険での自己負担額）支払った場合

改正前（平成28年3月受診分まで）

← 12,120円（医療機関での支払額） →		
← 10,000円（給付対象額） →		
2,120円 （控除する金額）	7,800円（互助会の給付額）	2,200円 （給付対象外）

改正後（平成28年4月受診分から）

← 12,120円（医療機関での支払額） →		
← 7,500円（給付対象額） →		
4,620円 （控除する金額）	5,000円（互助会の給付額）	2,500円 （給付対象外）